

## 「京都府奨学のための給付金」制度のご案内

◇ 高等学校における授業料以外の教育費※を支援する給付金制度です。

※教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など

◇ 本制度は、返済する必要のない給付金です。

◇ 対象者 基準日(令和元年7月1日)現在

① 生活保護(生業扶助)受給世帯 又は ② 住民税所得割非課税世帯 の保護者等  
また、生徒が、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の対象者であること。

裏面の「京都府奨学のための給付金 対象者確認シート」にて御確認ください。

◇ 申請について

保護者がお住まいの都道府県に申し込みが必要です。

国公立高校の生徒の保護者が京都府内にお住まいの場合は、在学する学校を通じて、申請書と添付書類を京都府教育庁高校教育課へ原則、7月中に提出していただきます。

☆添付書類:生活保護(生業扶助)受給証明書又は、住民税の課税(非課税)証明書 他

詳しい制度案内や申請書類は、速やかに東舞鶴高校事務室へ申し出て、お取り寄せください。

(※授業料に充当される「高等学校等就学支援金」とは異なる制度です。別々に手続きが必要となります。)

なお、保護者が京都府以外の都道府県にお住まいの場合は、それぞれの都道府県の担当課又は東舞鶴高校事務室へお問い合わせください。

(文部科学省ホームページにお問い合わせ先一覧の掲載があります。)

※福井県国公立高校教育課問い合わせ先:0776-20-0568

◇ 給付額(年額)について

世帯状況	給付額(年額)	
	国公立	私立
生活保護(生業扶助)受給世帯(全・定・通)	32,300円	52,600円
住民税所得割非課税(全・定) <第1子>	82,700円	98,500円
住民税所得割非課税(全・定) <第2子以降> ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	129,700円	138,000円
住民税所得割非課税(通)	36,500円	38,100円

(※全:全日制、定:定時制、通:通信制)

◇ 問い合わせ先

京都府東舞鶴高等学校 (電話 0773 - 62 - 5510 )

又は、京都府教育庁高校教育課修学支援担当(電話075-574-7539)

(※私立高校分を所管しているのは、京都府文化・スポーツ部文教課となります。)